## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名 都市整備部 都市•交通計画課

事案番号	12003	
実施事案名	松山市特別用途地区建築	条例の一部改正(案)
政策等を策定する趣旨,目的及び背景	するための中心市街地の 松山市中心市街地活性化 臣は、当該計画の認定に 施設の立地の制限が行れ この条件を満たすため 俗営業等の規制及び業務 様の扱いとなっ」を追加す で定めるもの」を追加す つきましては、本条例	での都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進 活性化に関する法律(平成10年法律第92号)に基づき,第3期 基本計画の認定を令和2年10月に受ける予定ですが,内閣総理大 当たって,特別用途地区等の活用により、準工業地域の大規模集客 れることを条件としています。 には、本条例で定めている大規模集客施設の立地の制限に関し,風 の適正化等に関する法律で「劇場,映画館,演芸場、観覧場」と同 ナイトクラブ(照度10ルクス超)その他これに類する用途で政令 る必要があることから、本条例の一部を改正します。 の一部改正(案)について、広く市民の皆様からのご意見をいただ パブリックコメント)を実施します。
策定根拠と なる法令等		:律第100号)第9条第14項 :律第201号)第49条第1項
政策等の案の 関係資料	松山市特別用途地区建築	条例の一部改正(案)の概要

★意見提出期間が30日未満となった理由		

実施結果の 公表予定日

令和2年8月14日(金)